

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-6))

施策目標名	安定した労使関係の形成を促進する(施策中目標Ⅱ-2-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています (施策小目標1) 集団的労使関係法制の普及啓発を図ること (施策小目標2) 不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること (施策小目標3) 労使紛争を早期かつ適切に解決すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○国際労働関係事業は、アジア、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としています。 ※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115号第1項第15号</p> <p>○労働組合法、労働関係調整法及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に基づき、中央労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行っています。</p>							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 労使関係安定形成促進費(特別会計、全部) (項) 労使関係等安定形成促進費(一般会計、全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	(注)	934,254	878,602	836,589	813,448	
		補正予算(b)		-20,818	-16,225	0	0	
		繰越し等(c)		0	0	0	0	
		合計(a+b+c)		913,436	862,377	836,589	813,448	
	執行額(千円、d)	805,863		773,578	764,520			
執行率(%、d/(a+b+c))	88.2%	89.7%	91.4%					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
測定指標	指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	—	79.9%	80.9%	—	88.0%	50%	
年度ごとの目標値		—	50%	50%	50%	50%		
参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 中央労働委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/churoi/ 労使関係総合調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/669a.pdf</p> <p>(注) 平成20年度予算より本業務に係る(項)が創設されたため、平成19年度以前の予算額及び決算額は把握できない。</p>							
担当部局名	政策統括官(労働担当)付 労政担当参事官室 中央労働委員会事務局 総務課	作成責任者名	辻田博参事官 岡崎直人総務課長	報告書作成日	平成23年6月30日			